

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年10月1日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ヤマダホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	群馬県高崎市栄町1番1号
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町1番1号
【電話番号】	0570(078)181(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 福井 章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤマダホールディングス (群馬県高崎市栄町1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ヤマダホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注4) 本書の提出に係る公開買付けは、法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年9月9日付で提出した公開買付届出書（同年9月30日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、2020年10月1日付で届出者の名称が変更されたことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書
表紙

届出者の氏名又は名称
縦覧に供する場所
注釈

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

上記書類を縦覧に供している場所

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

【表紙】

(訂正前)

(前略)

【届出者の氏名又は名称】

株式会社ヤマダ電機

(中略)

【事務連絡者氏名】

取締役兼常務執行役員 福井 章

(中略)

【縦覧に供する場所】

株式会社ヤマダ電機

(群馬県高崎市栄町1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ヤマダ電機をいいます。なお、公開買付者は2020年3月16日に公表しております「会社分割による持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立の決議、吸収分割契約書承認の決議及び定款一部変更(商号変更)の決議に関するお知らせ」に記載のとおり、同お知らせに記載の会社分割の効力が生じることを条件に、2020年10月1日付で「株式会社ヤマダホールディングス」に商号変更する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

【届出者の氏名又は名称】

株式会社ヤマダホールディングス

(中略)

【事務連絡者氏名】

取締役 福井 章

(中略)

【縦覧に供する場所】

株式会社ヤマダホールディングス

(群馬県高崎市栄町1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ヤマダホールディングスをいいます。

(後略)

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【上記書類を縦覧に供している場所】

(訂正前)

株式会社ヤマダ電機 本店

(群馬県高崎市栄町1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) なお、株式会社ヤマダ電機は、2020年10月1日に、その商号を「株式会社ヤマダホールディングス」
に変更いたします。

(訂正後)

株式会社ヤマダホールディングス 本店

(群馬県高崎市栄町1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

公開買付届出書の添付書類 2020年9月9日付公開買付開始公告

(訂正前)

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダ電機
代表取締役社長 三嶋 恒夫

株式会社ヤマダ電機(以下「公開買付者」といいます。なお、株式会社ヤマダ電機は、2020年10月1日に、その商号を「株式会社ヤマダホールディングス」に変更いたします。)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を下記により行いますので、お知らせいたします。

(訂正後)

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役社長 三嶋 恒夫

株式会社ヤマダホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を下記により行いますので、お知らせいたします。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

(訂正前)

株式会社ヤマダ電機

(群馬県高崎市栄町1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) なお、株式会社ヤマダ電機は、2020年10月1日に、その商号を「株式会社ヤマダホールディングス」に変更いたします。

(訂正後)

株式会社ヤマダホールディングス

(群馬県高崎市栄町1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

(訂正前)

公開買付者は、次の事業を営むことを目的としております。

(中略)

(注) なお、公開買付者は、2020年6月26日付の定款変更により、2020年10月1日付で会社の目的を変更する予定です。

(訂正後)

公開買付者は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的としております。

(中略)

(注)の削除